資料5-2:障害のある人用アンケート案

(修正箇所溶け込み)

しずぉゕししょう ふくし かん **静岡市 障 がい福祉に関するアンケート調査**

~ご協力のお願い~

ひごろ ほんししょう ふくしぎょうせい りかい きょうりょく 日頃より、本市 障 がい福祉 行 政にご理解・ご 協 力 をいただき、ありがとうございます。

静岡市では、令和2年度に策定した「静岡市障がい者共生のまちづくり計画(令和3年度から令和5年度まで)」に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現を目指して、障がい者福祉施策を推進しています。この計画は、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、3年ごとに策定し直します。

つきましては、令和6年度から始まる次期「静岡市 障 がい者 共 生のまちづくり計画」の きくてい みなさま にちじょうせいかつ じょうきょう いけん うかが けいかく きそしりょう 策定にあたり、皆様の日 常生活の 状 況 やご意見をお 伺 いし、計画づくりの基礎資料とするため、アンケート調査を実施いたします。

この調査では、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費(指定ながいよう じゅきゅうしゃしょう も かたおよ はったつしょう 難病) 受給者証をお持ちの方及び発達障がいの診断のある方の中から無作為に5,000人を選び、調査票を送付させていただきました。お答えいただいた内容については、全てとうけいてき しょり ちょうさもくてきいがい しょう 統計的に処理し、調査目的以外に使用することは決してありませんので、安心してお答えください。

> れいわ ねん がつ しずおかし 令和4年●月 静岡市

【ご記入にあたってのお願い】

- 1. 調査票や封筒に、お名前やご住所を記入する必要はありません。
- 2. 記入は、黒の鉛筆又はボールペンでお願いします。
- 3. この調査票では、<u>宛名の方が「ご本人(あなた)」です</u>。できるだけご本人がお答えください。ただし、<u>ご本人が答えられないときは、家族の方などがご本人の意見を聞いて、</u>
 また、ほんにん たちば た フはご本人の立場に立ってお答えください。また、問9の付問①②は介助者又は支援者が、問32は保護者がお答えください。
- 4. 質問のお答えは、設問ごとに(Oは1つ)、(Oは3つまで)などそれぞれ指定されていますので、説明にしたがってお答えください。指定されている数よりも該当する選択肢が多い場合は、ご自身のご判断で優先順位の高いものからお答えください。
- しょうがいしゃでちょう しょうがいふくし じゅきゅうしゃしょう また つうしょじゅきゅうしゃしょう さんこう 5. 「障害者手帳」や「障害福祉サービス受給者証(又は通所受給者証)」などを参考 こた にお答えください。
- てんじばん ちょうさひょう ひつよう ばぁぃ か き といあわ さき れんらく 7. 点字版の調査票が必要な場合は、下記「お問合せ先」までご連絡ください。
- ^{きょうりょく} 8. 質問については、ご協力いただける範囲のなかでお答えください。

といあわ さき お問合せ先 しずぉゕし ほけんふくしちょうじゅきょく けんこうふくしぶ 静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部

しょうがいふくしきかくか きかくかんりがかり 障害福祉企画課 企画管理係

電話:054-221-1197

FAX: 054-221-1494

メール: shougaifukushi@city. shizuoka. lg. jp

でくせい しょう 【1. 属性・障がいについて】

[問1] この<u>調査票をお答えになる方</u>はどなたですか。(Oは1つ)

- 1 本人が答える
- 3 本人の意見を確認することが 難 しいので、本人の立場に立って家族や支援者 こた などが答える
 - ※支援者には、ヘルパーや施設職員を含みます

【問2】 <u>あなた(ご本人)のこと</u>について、お 伺 いします。

(1)性別(Oは1つ)	1	^{だんせい} 男性	2	じょせい 女性	3	かいとう 回答しない
(2) 年齢 ※令和4年●月1日現在			さ 	t 支		
¢ (1	_{あおい} 〈 葵 区		3	しみずく 清水区	
(3) お住まいの区(Oは1つ)	2	_{するがく} 駿河区		4	その他()

てちょう しゅるい ていど おし 【問**3**】 あなたの手帳の種類と程度を教えてください。 (あてはまるもの全てに〇)

また、難 病のある方は、() 内に病 名又は番号をご記入ください。

よん、無別のののつける、		ν ш .	٠				U	
	く が 区 分			<u>خ</u>	· う きゅ	^{かう}		
	^{しかくしょう} 視覚障がい	1	2	3	4	5	6	
	まょうかく へいこう きゅうしょう 聴覚・平衡機能障がい		2	3	4	5	6	
	まんせい げんご 音声・言語・そしゃく機能障がい			3	4			
しんたいしょうがいしゃてちょう	したいふじゅう じょうし 肢体不自由(上肢)	1	2	3	4	5	6	7
(1)身体障害者手帳 (Oはいくつでも)	たいふじゅう かし 肢体不自由(下肢)	1	2	3	4	5	6	7
	したいふじゅう たいかん 肢体不自由(体幹)	1	2	3		5		
	のうげんせいじょう し うんどう き のうしょう 脳原性上 肢運動機能 障 がい	1	2	3	4	5	6	7
	ดวิศักระท ท ชั่ววิกชีวิ ธี ดวิกรวิ 脳原性移動運動機能 障 がい	1	2	3	4	5	6	7
	内部障がい ※複数ある場合は 量い等 を認って	1	2	3	4			
りょういくてちょう (2)療 育 手 帳	でいど (程度)	l		l	1	•	,	,
(0は1つ)	1 A 2	В						
(3)精神障害者保健福祉手帳	でいど (程度)							
(0は1つ)	1 1級 2	2 2	2級		3	3 3	8級	
(4)指定難病	びょうめい ぱんごう 病 名 又は番号 (※P●~●の「指定難病一覧」	から	お選び	くださ	; L1)

【問4】次の中から、あなたがお持ちのものをお答えください。 (〇はいくつでも)

- じりっしぇんいりょう せいしんつういんいりょう じゅきゅうしゃしょう も 1 自立支援医療(精神通院医療)受給者証を持っている
- とくていいりょうひ していなんびょう じゅきゅうしゃしょう も 2 特定医療費(指定難病)受給者証を持っている
- 3 どちらも持っていない

こうじのうきのうしょうがい しんだん [間5] あなたは、高次脳機能障害と診断されていますか。 (〇は1つ)

1 診断されている 2 診断されていない

【間6】発達障がいの診断を受けていますか。(Oは1つ)

- 1 受けている
- 受けていない 2
- いりょうきかん じゅしん 医療機関を受診したが診断は受けていない
- ピャ゚レヘ 受診を勧められているが未受診
- しんだんめい こた その診断名をお答えください。(〇はいくつでも) → 付問①
 - 自閉症スペクトラム

がくしゅうしょうがい 学習障害 (LD)

こうはんせいはったつしょうがい

しょうこうぐん アスペルガー症 候群

広汎性発達障 害

ちゅういけっかんたどうせいしょうがい 注意欠陥多動性障害(ADHD)

6 その他(

- ▶付問② 診断を受けた時期をお答えください。 (Oは1つ)
 - の歳~6歳(小学校入学前)

30歳~39歳

6歳~12歳 (小学生)

40歳~49歳

12歳~15歳 (中学生) 3

50歳~59歳 8

15歳~18歳 (高校生) 4

60歳以上

18歳~29歳 (高校卒業後)

- あなたは、発達 障 がいに関する支援を受けていますか。また、受けている場合 **→付問③** はいつからですか。(Oは1つ)
 - _{しえん} 支援を受けていない

10歳~12歳(小学生5~6年)

0歳~3歳

12歳~15歳 (中学生)

4歳~6歳 (小学校入学前)

15歳~18歳(高校生)

6歳~8歳 (小学生1~2年)

きいいじょう こうこうそつぎょうご 18歳以上(高校卒業後)

8歳~10歳 (小学生3~4年) 5

【**問7**】 あなたは、日常的に医療的ケアを受けていますか。(〇はいくつでも)

ちゅうしんじょうみゃくえいょう中心静脈栄養 じんこうこきゅうき かんり 人工呼吸器の管理 8 じんこうこうもん しょち **人工肛門の処置** きかんせっかい てあて こうかん しょうどく 気管切開の手当 (カニューレ交換・消毒) 9 さんそきゅうにゅう酸素吸入
 さうにょう

 導尿 (自己導尿を含む)
 がいんとう 鼻咽頭エアウェイ たん吸引(気管・鼻腔・口腔) 11 ふくまくとうせき 腹膜透析 12 その他) 13 医療的ケアは受けていない インスリン注 射

[問8] ご本人が40歳以上の場合にお答えください(40歳未満の方は問9へ)。

あなたは、介護保険の要介護認定を受けていますか。受けている方は、要介護度をお答えください。(Oは1つ)

			. •	,				
1		ょうしえん 要 支援 1	4	ょうかいご 要 介護 2	7	_{ようかいご} 要介護 5	10	申請中
2	<u>-</u>	ょうしえん 要 支援 2	5	ょうかいご 要 介 護 3	8	ひがいとう しん きはんてい けっか 非該当(審査判定の結果)		
3	}	ょうかいご 要介護 1	6	ょうかいご 要 介 護 4	9	申請していない		

【**間9**】 あなたは、どなたと一緒に暮らしていますか。(〇はいくつでも)

回る)	のなには、となにと一緒に春り		ハますが。(ひはいくづじも)
1	^{ひとりぐ} 一人暮らし	7	espitulatu 兄弟姉妹
2	⁵⁵ (自分の父)	8	祖父母
3	母(自分の母)	9	き り ちち はは 義理の父・母
4	または妻		グループホームや入所施設を利用している
5	- 子ども(首分の子ども)	11	その他(
6	こ 子どもの 夫 または妻		

【**間10**】あなたは、普段の生活で介助又は支援を必要としていますか。(〇は1つ)

必要としている

2 必要としていない

1

母(自分の母) 2

祖父母 7

きまたは姜 3

ぎゅの**父・**母 8

子ども(首分の子ども)

親せき

-子どもの 夫 または妻

友人・知人

11 ホームヘルパー

12 入所施設の職員

13 ボランティア

14 成年後見人・保佐人・補助人

15 その他(

付問② かいじょ しぇ ね 介助・支援をしている方にお 伺 いします。

まも、かいじょしゃまた。しぇんしゃ、ねんれい 主な介助者又は支援者の年齢はいくつですか。(〇は1つ)

20歳未満 1

40歳~49歳

70歳~79歳

20歳~29歳 2

50歳~59歳 5

8 80歳以上

30歳~39歳 3

60歳~69歳 6

かいじょ しぇ々 介助・支援をしている方にお 伺 <u>いします。</u> 付問③

かいじょ 介助・支援をしていて困ることは何ですか。(〇は3つまで)

自分の健康に不安がある

じぶん かいじょ しぇん ひっょう 自分も、介助・支援を必要としている 9 旅行や外出がむずかしい

た 代わりに介助・支援する人がいない

精神的な負担が大きい

経済的な負担が大きい 6

まいがいじ きんきゅうじ たいおう ふぁん 災害時や緊急時の対応に不安がある

せ事や学業に支障がある(できない)

10 休養や息抜きの時間がない

11 自分が介助できなくなったとき の生活に不安がある

12 困ったときの相談先が分からない

)

13 その他(

特に困っていることはない 14

にちじょうせいかつ 【3. 日常生活について】

- とい 【**問11】**あなたは、日中は主にどこで<u>過ごし</u>ていますか。(〇は1つ)

- ほいくえん ょうちえん えん がっこう せんもんがっこう だいがく ふく かよ 1 保育園・幼稚園・こども園・学校(専門学校・大学を含む)に通っている
- 2 施設・作業所・事業所などに通っている
- 3 施設に入所している
- 4 民間企業や公共施設などの職場や個人の会社、店で働いている
- 5 家にいる
- 6 病院に入院している
- 7 デイサービスや病院のデイケアなどに**通**っている
- 8 その他(

[**間12**] あなたの現在のお住まいの種類はどれですか。 (〇は1つ)

- も けえ ほんにん かぞくしょゆう 6 グループホーム (旧ケアホームを含む)
- 3
 公共賃貸住宅 (県営住宅・市営住宅など) 8
 その他
- 3. くししせつ にゅうしょしせつ

 4 福祉施設(入所施設)
 ()
- 5 病院(入院中)

【**間13**】あなたは、日常生活で困っていることはありますか。(〇は3つまで)

- 1 身の回りのことができない
- 2 健康に不安がある
- 3 外出するのに支障がある
- 4 人が話していることの理解が 難 しく、コミュニケーションがうまくとれない
- 5 自分の意思を人に伝えることが 難 しく、コミュニケーションがうまくとれない
- 6 近所づきあいがうまくできない
- 7 お金の管理に不安がある
- 8 災害時や緊急時の対応に不安がある
- 9 施設に入れない (入所できない)
- 10 将来の生活に不安がある
- 11 必要なときに、十分な福祉サービスが使えない
- 12 相談する人 (所)がない
- 13 相談する人 (所) がわからない
- 14 治療又は通院できる医療機関がない
- 15 収入がない(少ない)
- 16 その他(
- 17 特に困っていることはない

【**間14】**あなたは、困った時は誰(どこ)に相談していますか。(〇はいくつでも)

しょうがいしゃそうだんいん 障害者相談員※ ゕぞく しん **家族・親せき** かっじん ちじん 友人・知人 そうだんしえんじぎょうしょ そうだんいん 相談支援事業所の相談員 ケアマネージャー・地域包括支援センターの職員 まな しょう 同じ 障 がいのある仲間 12 市の窓口 (市役所・区役所・保健所など) がない ひと 近所の人 4 13 **学校の先生** ホームヘルパー 5 しせっ しょくいん 施設の職員 せいねんこうけんにん ほきにん ほじょにん 成年後見人・保佐人・補助人 14 びょういんしょくいん いし かんごし たせんもんしょく病院職員 (医師、看護師その他専門職) 15 その他() みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員 ^{まうだん}相談する相手はいない

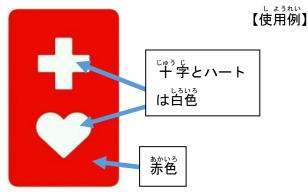
)

【間 1 5】 あなたは、日頃、福祉サービスに関する情報を主に何をきっかけにして知ることが多いですか。(〇は3つまで)

- こうほう 広報しずおか (静岡市の広報紙) ぎょうせい し けん くに はっこう しゅっぱんぶっ 行政 (市・県・国) が発行する出版物 しょう しゃだんたい はっこう しゅっぱんぶつ 障がい者団体が発行する出版物 その他のホームページ(インターネット検索) ぎょうせい し けん くに えすえぬえす 行政(市・県・国)のSNS ^{えすえぬえす} その他のSNS テレビ・ラジオ いりょうき かん **医療機関** 市の窓口(市役所・区役所・保健所など) せい は か じ ぎょうしょ そうだんいん 相談支援事業 所の相談員 13 ケアマネージャー・地域包括支援センターの職員 しせっ さぎょうしょ じぎょうしょ 施設、作業所、事業所など しょう しゃだんたい かぞくかい 障 がい者団体や家族会 ^{ゕぞく} えん 家族・親せき **友人・知人** 17 きんじょ 近所の人 18 みんせいいん じどういいん 民生委員・児童委員 しょうがいしゃそうだんいん 障害者相談員※ ホームヘルパー 22 **学校の先生** せいねんこうけんにん ほきにん ほじょにん 成年後見人・保佐人・補助人 24 その他 (具体的に:) 情報を手に入れる方法がない・分からない
- ※ 障がいのある方やその関係者の方からの身近な相談相手として静岡市が委託している身体障害者 者うだんいん。 まてきしょうがいしゃそうだんいん 相談員と知的障害者相談員のことです。 (問い合わせ先は、●ページに載っています。)

【問16】あなたは、「ヘルプマーク」(●ページ参照)を知っていますか。 (○はひとつ)

【ヘルプマーク】





- 1 意味を知っており、使用している
- 3 意味を知っており、見聞きしたことがある
- 4 意味は知らないが、見聞きしたことがある
- 5 見聞きしたことがない(●ページの説明文を読んではじめて知った)
- -▶ **付問①** ヘルプマークを使用しているときに支援を受けることができましたか。 (○は1つ)

1 はい

2 いいえ

- **▶付問②** どんな支援を受けることができましたか。(○はいくつでも)
 - ^{てった} 1 「お手伝いしましょうか」など声をかけてもらった
 - 2 電車やバスの中で席を譲ってもらった
 - 3 階段の上り下りを手伝ってもらった
 - 4 目的の場所まで案内してもらった
 - 5 その他(

【間17】あなたは、「ヘルプカード」(●ページ参照)を知っていますか。 (0はひとつ)

【ヘルプカード】 (表面)

(裏面)



ふりかな					障がいや	total its via
なまえ 名前					病気について	【私が配慮してほしいこと】
生年月日	年 月	にち けっえきがた	放型 型 (RH+・RH-)	1 1/2	の飲んでいる薬 アレルギー等	
Cotta 住所				*	現の	The state of the s
緊急	なまえ つきがらら 名前(続柄等) :		()	1	名称	5 pt 75 #4.#e3 357/0
和ASK 想 連絡先	でんわばんごう 電話番号 : のよう おも こうもく きにゅう 要だと思う項目(こ記入)				じゅうしょ 住所	カードの持ち主が困っているときや緊急のときはカードの内側を見てください。

- 1 <u>意味を知っており、使用している</u> 2 意味を知っており、使用している人を支援(声かけ、電車やバスで席を譲るな ど) したことがある
- 3 意味を知っており、見聞きしたことがある
- 意味は知らないが、見聞きしたことがある
- 5 見聞きしたことがない (●ページの説明文を読んではじめて知った)
- --▶ **付問①** ヘルプカードを使用しているときに支援を受けることができましたか。 (0は1つ)

1 はい

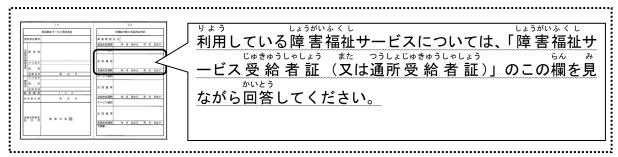
2 いいえ

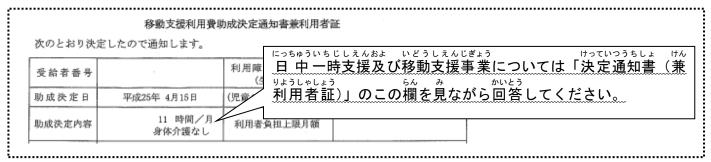
- ▶ **☆ th** ② どんな支援を受けることができましたか。(○はいくつでも)
 - 1 ヘルプカードに記載した支援をしてもらった
 - 2 ヘルプカードに記載した緊急連絡先に連絡をしてもらった
 - 3 ヘルプカードに記載した内容を 救 急隊 員や行政 職員などに伝えてもらった
 - 4 その他(

【4. 障害福祉サービス等の利用について】

●ページに記載の障害福祉サービス等の利用状況について伺います。

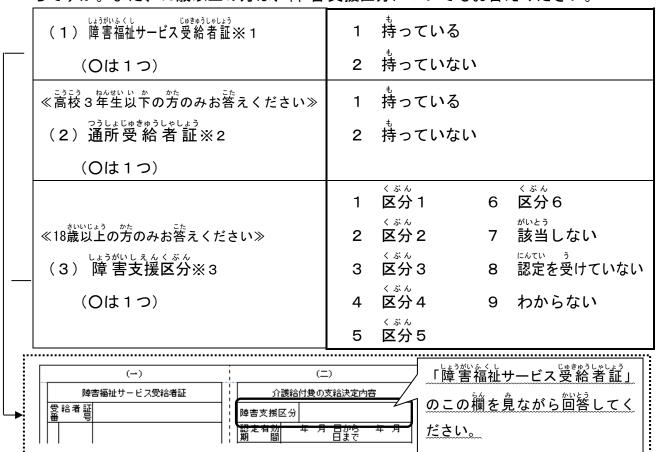
各サービスの具体的な説明については、●ページの用語説明をご覧ください。





【間18】あなたの現在の障害福祉サービス等の利用状況をお伺いします。

(1) 障害福祉サービス受給者証又は通所受給者証(高校3年生以下の方のみ)をお持ちですか。また、18歳以上の方は、障害支援区分についてもお答えください。



(用語説明)

** 1 障害福祉サービス受給者証

たんまにからだ。 居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)等を利用している方に交付されています。

※2 通所受給者証

にどうはったつしえん ほうかことう 児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している方に交付されています。

※3 障害支援**区分**

ひとりひとりの心身の状態に応じて、どれだけの支援が必要かを表すものです。区分1から区分6まであり、最も支援の必要性が高いのが区分6です。区分に応じて利用できるサービスの種類や量が決まります。

(2) あなたは、令和 4 年●月に障害福祉サービス等を利用しましたか。(〇は1つ)

利用した 2 利用していない ⇒問19へ

-▶ **付問①** 利用したサービスをお答えください。(あてはまるもの全てに○) ※サービスは50音順で記載しています。

	※サービスは50音 順 で記載していま	きす。	
1	いどうしぇんじぎょう 移動支援事業	17	じりっくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)
2	_{きょうどうせいかつえんじょ} 共 同 生活援助(グループホーム)	18	しんたいしょうがいしゃほうもんにゅうよく 身体障害者訪問入浴サービス
3	^{きょたくかいご} 居宅介護(ホームヘルプ)	19	せいかつか い こ 生活介護
4	計画相談支援	20	キラセルしぇルヒセュラ 相談支援事業
5	^{こうどうえんご} 行動援護	21	^{たんきにゅうしょ} 短期入 所 (ショートステイ)
6	しせつにゅうしょしぇ ん 施設入 所 支援	22	^{ちいきかつどうしえん} 地域活動支援センター
7	^{じどうはったつしえん} 児童発達支援	23	ぁぃきそうだんしぇん ちぃきぃこうしぇん 地域相談支援(地域移行支援)
8	_{じゅうどほうもんかい} ご 重 度訪問介護	24	ちいきそうだんしぇん ちいきていちゃくしぇん 地域相談支援(地域 定 着 支援)
9	にゅうろういこう しぇ ん 就 労移行支援	25	^{どうこうえんご} 同行援護
10	Lゅうろうけいぞくしぇ ん がた 就 労継続支援A型	26	にっちゅういち じしえんじぎょう 日 中一時支援事業
11	Lゅうろうけいぞくしぇ ん がた 就 労 継続支援B型	27	はったつしょうがいしゃしぇん 発達障害者支援センター
12	Lゅうろうていちゃくしぇん 就 労 定 着 支援	28	ほいくしょとうほうもんしぇん 保育所等訪問支援
13	しゅわつうやくしゃ ようやくひっき しゃはけんじぎょう 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	29	はまずか ごとう 放課後等デイサービス
14	しょうがいじそうだんしぇ ん 障害児相談支援	30	ほそうぐ にちじょうせいかつょうぐこうにゅうひ じょせい 補装具・日 常生活用具購入費の助成
15	にょうがいじにゅうしょしぇ ル 障害児入所支援	31	もう しゃ む つうゃく かいじょいんはけんじぎょう 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
16	じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)	32	_{りょうようかいご} 療養介護
		33	その他
			(

【**問19**】支給決定(契約)どおり利用できましたか。(〇は1つ)

1 利用できた ⇒問20へ 2 利用できなかった ⇒付問①へ

▶**付問①** 支給決定(契約)どおり利用できなかったのは、どのサービスですか。
(ご本人・支援者の判断で利用しなかったものを除き、あてはまるもの全てに○)
※サービスは50音 順 で記載しています。

- いどうしえんじぎょう **移動支援事業** じりっくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練) 17 1 ಕ್ಕಾರ್ಶಿಕುಗಿರುತ್ತಿಸಿದ್ದು 共同生活援助(グループホーム) しんたいしょうがいしゃほうもんにゅうょく 身体障害者訪問入浴サービス 18 またくかいご 居宅介護(ホームヘルプ) 19 生活介護 そうだんしえんじぎょう 相談支援事業 計画相談支援 20 4 こうどうえんご **行動援護** たんきにゅうしょ 短期入所(ショートステイ) 21 5 った。 まかっどうしぇ ん 地域活動支援センター しせっにゅうしょしぇん 施設入所支援 22 じどうはったつしえん 児童発達支援 ちいきそうだんしえん ちいきいこうしえん 地域相談支援(地域移行支援) じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 ちいきそうだんしぇん ちいきていちゃくしぇん 地域相談支援(地域定着支援) 24 しゅうろういこうしぇん 就労移行支援 25 同行援護 しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型 にっちゅういちじしえんじぎょう日中一時支援事業 26 しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型 はったっしょうがいしゃしぇん 発達障害者支援センター 27 11 しゅうろうていちゃくしえん就労定着支援 保育所等訪問支援 28 12 はまるかでとう 放課後等デイサービス 29 しょうがいじそうだんしぇん 障害児相談支援 福装具・日常生活用具購入費の助成 30 14 しょうがいじにゅうしょしえん 障害児入所支援 りょうようかいご療養養介護 15 31 じりっくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練) 32 その他 ()
- ***付間②** 支給決定(契約)どおり利用できなかった理由は何ですか。(○はいくつでも)
 - 1 事業所の定員に空きがなく、または、ホームヘルパーの確保が困難なため、 利用を断られた
 - できょうしょ いりょうてき きょうどこうどうしょうがい たいおう こんなん りゅう ことわ 2 事業所が医療的ケアや強度行動障害への対応が困難との理由で断られた

)

- 3 土・日に利用したいが、事業所が開所していない
- 4 利用できる事業所がわからない
- 5 サービスの質に不安がある
- 6 その他(

【5. 地域での生活について】

【**間20**】もしも、現在、一緒に暮らしている方と、将来、離れなくてはならなくなったときや一緒に暮らしている方の支援が受けられなくなったときに、<u>不安なこと</u>はありますか。

また、現在、一人暮らしをされている方は、将来、不安なことはありますか。 (〇は3つまで)

- 1 今までの住まいで暮らし続けることがむずかしい
- 2 医療的ケアがあるため、望む住まいを選べるかどうか不安
- 3 収入が足りない
- 4 契約や市役所での手続をするのがむずかしい
- 5 病院の受診、服薬など健康管理をするのがむずかしい
- きが しょくじ にゅうょく はいせつ かいじょ ひつよう 6 着替え、食事、入浴、排泄などに介助が必要
- 7 買い物、洗濯、炊事など家事をすることがむずかしい
- 8 お金の管理(銀行でのお金の出し入れや、1か月の生活費の管理など)が むずかしい

)

- 9 常に見守りが必要などの理由で、ひとりで過ごすことがむずかしい
- 10 必要な障害福祉サービス等が受けられるか不安
- 11 地域の人とコミュニケーションをとることがむずかしい
- 12 災害時に避難できない、または、何が起こっているか分からない
- 13 困ったときに相談するところが分からない
- 14 その他(
- 15 特に不安に思っていることはない
- 16 何となく不安だが、何が困るのかはわからない

【間21】もしも、現在、一緒に暮らしている方と、将来、離れなくてはならなくなったときに、誰と、どこで暮らしたいですか。

また、現在、一人暮らしをされている方は、将来、誰と、どこで暮らしたいですか。

(1)誰と暮らした	1	明在、別居している家族(続 柄:)
いですか	2	親せき
(0は1つ)	3	^{なかま} 同じ 障 がいのある仲間
	4	^{ひとりぐ} 一人暮らし
	5	その他()
	6	わからない
(2)どこで暮らし	1	opt of control of co
たいですか	2	ote す で で で で で で で で で で で で で で で で で で
(0は1つ)		で暮らしたい
	3	入 所 施設で暮らしたい
	4	グループホームで暮らしたい
	5	その他()
	6	わからない

[間22] 間21の回答を選んだ理由を教えてください。

(Oは3つまで)

1 家族や親せきといると安心できる
2 別居中の家族や親せきといると安心できる
3 同じ障がいのある仲間と一緒に生活したい
4 一人で生活をするのはむずかしい
5 生活するために必要なことは一人でできる
6 サービスを使うことで一人暮らしができる
7 他の人と一緒に生活することに不安がある
8 住み慣れた場所で暮らし続けたい
9 税金や家賃など必要なお金を負担することがむずかしい
10 入所施設・グループホームについてよく知らない
11 近くに、空いている入所施設やグループホームがない
12 医療的ケアの必要があるため、入れるグループホームがない
13 その他(
14 わからない

【**間23**】あなたは、お住まいの地域で生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 地域で生活していて困ったときに、いつでも何でも相談できる場所や人
- 2 一緒に外出したり、遊んだり、友だち付き合いをしてくれる人
- 3 首宅に素て後事、洗濯、掃除、身のまわりの世話などをしてくれる ホームヘルプサービス
- 4 日常生活に必要な、スーパーマーケット、コンビニや交番が近くにあること
- 5 食料品などの発配
- 6 調子が悪いときに、相談や診察をしてくれる医療機関
- 7 働く場所(就労への支援)
- 8 年金や手当の経済的な支援や金銭管理の支援
- 9 グループホームなどの障がいがある人が暮らしやすい住居
- 10 生活するうえで必要な手続を支援するサービス (アパートの気) 潜や 福祉サービスの利用の際の契約など)

)

)

- 11 地域の人の障がいのある人への理解
- 12 災害や急病など緊急時の支援
- 13 その他(
- 14 特にない
- 【間24】あなたは、近所・地域の人とどの程度のつきあいをしていますか。

(Oは3つまで)

- 1 会ったときにあいさつをかわす
- 2 世間話をする
- 3 一緒に外出したり遊んだりする
- 4 お**互いの家を訪問**する
- 5 相談や愚痴を聞いてもらう
- こ かい ちょうないかい じちかい ちいきぼうさいくんれん ちいき かつどう いっしょ さんか 6 子ども会、町内会、自治会、地域防災訓練など地域の活動に一緒に参加する
- 7 祭りなどの地域でのイベントに一緒に参加する
- 8 地域の趣味やスポーツのサークルで一緒に活動する
- 9 その他 (
- 10 特につきあいはない

- 【**間25**】 静岡市は、「地域における共生(<u>障がいのある人もない人も、誰もがお互いに大切にし、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことができること</u>)」ができる都市を目指しています。あなたにとって、「地域における共生」を進める上で、特に重要だと思うことはなんですか。(〇は3つまで)
 - っいき しぶん いばしょ 1 地域に自分の居場所・コミュニティがあること
 - ちぃき さいがい じとう きょうりょく たいせい でき 2 地域に災害時等に 協力 しあう体制が出来ていること
 - 3 地域に困ったときに相談できる場所があること
 - 4 障がいや共生に関する理解が進んでいること
 - 5 公 共 施設や道路がバリアフリーであること
 - 6 地域で必要な障害福祉サービスや医療が受けられること
 - すいき じちかいかつどう きょうじ しゃかいかつどう さんか かんきょう 地域の自治会活動やイベントや行事、社会活動に参加しやすい環 境であること
 - 8 障がいへの理解を促進するための講演会やイベントが開催されていること
 - 9 生涯学習施設など、障がいのある人が学習することができる場所や機会が あること
 - 10 地域に、スポーツや文化活動などができる場所があること
 - 11 障がいがあっても地域の学校へ通えること
 - 12 障がいに関する差別や偏見を感じずに生活できること
 - 13 自分の意志や主張を素直に言える環境があること
 - 14 その他(

【間26】あなたの身近では、「地域における共生」が進んでいると思いますか。「地域における共生」の具体的な例は、間25の選択肢を参考にお答えください。(〇は1つ)

1 かなり進んでいる

4 進んでいない

)

2 少しは進んでいる

5 わからない

3 あまり<mark>進んでいない</mark>

【6. 災害対策について】

【間27】あなたは、市が実施している「静岡市避難行動要支援者避難支援制度(旧称: 「世界のでは、市が実施している「静岡市避難行動要支援者避難支援制度(旧称: 「世界のではいがいじょうえんごしゃひなんしえんせいだ 静岡市災害時要援護者避難支援制度)(●ページ参照)」に登録していますか。 「会録していない場合は、その理由もお答えください。

立外のこのなり物には、この空田の85日だったこと。					
登録状況(〇は1つ)	「2 登録していな	い」の理由(Oはいくつでも)			
-	·問①				
1 登録している	1 自分で逃げられ				
,	2 家族などの支持	え 爰による避難が可能だから			
2 登録していない	3 施設に入所し	ているから			
L	4 障がいがある	ことを知られたくないから			
3 わからない	5 制度がよくわれ				
	6 その他()			

【**問28**】 あなたは、地域で実施している避難訓練に参加しようと思いますか。 (〇は1つ)

1 参加しようと思う

2 参加しようと覚わない

---▶**付問①** 参加しようと思わない理由は何ですか。(〇は3つまで)

- がいしゅっ こんなん 1 外出が困難なため
- 2 訓練場所への移動が困難なため
- 3 その場に長くいることが困難なため
- 4 地域の人に、障がいがあることを知られたくないため
- しせっ さぎょうしょ じぎょうしょ 5 施設・作業所・事業所などでの訓練に参加しているため
- 6 障 がいのある人のための訓練内容ではないため
- 7 訓練の必要性を感じていないため
- 8 その他(

- 【間**29**】災害時の避難所についてそれぞれお答えください。
- **(1)**あなたは自分の住んでいる地域の避難所の場所を知っていますか。 (〇は1つ)
 - 1 知っている 2 知らない
- (2)「福祉避難所 (●ページ参照)」がどのようなところか知っていますか。 (○は1つ)
 - 1 福祉避難所になる施設は知っている
 - 2 福祉避難所の役割は知っている
 - 3 福祉避難所になる施設や役割も知っている
 - 4 知らなかった (●ページの説明文を読んで初めて知った)
 - 5 わからない
- 【**問30**】 あなたが、地震や台風などの災害のときに特に困ることはなんですか。 (○は3つまで)
 - 1 どのような災害が起こったのか、すぐにわからない
 - 2 | 教助を求めることができない
 - 3 救助を求めても来てくれる人がいない
 - 4 安全なところまで、すぐに避難することができない
 - 5 まわりの光とのコミュニケーションがとれない
 - 6 被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない
 - フ 避難所で障がいにあった適切な介助・介護支援(医療的ケアを含む)が受けられない

)

- 8 必要な薬が手に入らない、治療が受けられない
- 9 補装具や日常生活用具が使えなくなる
- 10 酸素ボンベや 吸 たん器、人工呼吸器が使えなくなる
- 11 その他(

12 特にない

【間**31**】 あなたは、地震や台風などの災害時に備え、障がいのある人に対し、必要な取るはというでは、地震や台風などの災害時に備え、障がいのある人に対し、必要な取るは、はいれたと思いますか。

(Oは3つまで)

- 1 地域・近所での日頃からの協力体制づくり
- **^{5んきゅうつうほう} 2 **¹緊急通報システムの普及
- 3 災害時の情報の伝え方の工夫
- さいがいじ せいかつしえんたいせい かくりつ4 災害時の生活支援体制の確立
- 5 災害時の医療受診の確保
- 6 障がいのある人を避難誘導する体制づくり
- ではあうたくようぼうさいたいさく しゅうたく 住 宅用防災対策のための助成制度の周知
- ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんせいど りょう とうろく すす 8 避難行動要支援者避難支援制度の利用・登録を勧める
- ひなんこうどうようしぇんしゃ たいしょう ふくしひなんじょ かくじゅう 野難行動要支援者を対象とした福祉避難所の拡充
- 11 ボランティアの受入体制の整備
- 12 避難行動要支援者のための支援物資の用意
- 13 その他 (具体的に
- 14 わからない

※1「緊急通報システム」とは・・

電話による119番繁急通報が函難な芳に向けて導入している、デスダまたは携帯電話等のインターネット接続機能を利用した通報を行うシステムです。

)

※2「住宅用防災対策のための助成制度」とは・・

しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうまた きゅう こうぶ う かた たいしょう じゅうたく かくとうこてい たいしんしんだん 身体障害者手帳 1級又は2級の交付を受けている方を対象に、住宅の家具等固定、耐震診断、たいしんほきょうこうじ ひもくぞうじゅうたく たいしょうがい ひょう たい ほじょ せいど 耐震補強工事(非木造住宅は対象外)にかかる費用に対して補助する制度です。

【7. 療育・教育について】

[問32] あなたが18歳未満の場合にお答えください。(18歳以上の方は問34へ)

現在通っているところをお答えください。(Oは1つ)

※複数通っている方は、主に通っているところをお答えください。

一一	こしつとの日んくたとい。
【未就学児の芳】	【中学校・中学部】
1 保育所	ちゅうがっこう つうじょうがっきゅう 中学校の通常学級
2 幼稚園	10 中学校の特別支援学級
3 こども園	11 特別支援学校の中学部
4 特別支援学校の幼稚部	【嵩等学校・嵩等部など】
5 障がい児の施設	12 高等学校
(いこいの家、清水うみのこセンターなど)	とくべっしぇんがっこう こうとうぶ 13 特別支援学校の高等部
【小学校・小学部の方】	14 その他の学校
しょうがっこう つうじょうがっきゅう	【その他】
しょうがっこう とくべつし えんがっきゅう	15 通所施設に通っている
7 小学校の特別支援学級 とくご? レネ ムムがス テ テ _ レル ラがくが	16 その他 ()
8 特別支援学校の小学部	17 どこにも強っていない
	11 ここに 0位 りていない

[問33] あなたが18歳未満の場合に、保護者の方にお聞きします

お子様の療育・教育について困っていることはありますか。(Oは3つまで)

		お子様の獠 育・教 育について困つていることはありますか。(〇は3つまで)
-	1	療育・教育に関する情報が少ない
2	2	* 希望する保育所・幼稚園・こども園・学校に入れない
(3	希望する施設に入前・通所できない
2	4	通薗・通学の送り迎えが大変
Ę	5	学校や園、施設での介助が大変
6	3	学 最 で で で か り きゅう か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か
-	7	保育士や先生などの指導・支援の仕方に常安がある
8	3	炭だちとの関係がうまくいかない
Ś	9	稲談するところがわからない
1	0	りょう : 、
1	1	今後の進学・進路選択で迷っている
1	2	経済的な資担が売きい
1	3	災害時や緊急時の対応に不安がある
1	4	動務形態が合わず、仕事ができない (支障がある)
1	5	旅行や外出がむずかしい
1	6	にょうじゃまも ひつよう いきぬ いきぬ にかん 常時見守りが必要なため、休養や息抜きの時間がない
1	7	りょういく きょういく 療育・教育のための情報を入手する方法が分からない
1	8	その他 ()
1	9	特に困っていることはない

	こよう	しゆうろう	
70	声田.	・ 計 光 1- へいっ	~ `
8.	作用 '	・就労についる	C.

【間34 あなたは、現在、働いていますか。通所施設(就 労移行支援・就 労継続支援A
がた しゅうろうけいぞくしえん がた せいかつかいごじぎょうしょ
型、就労継続支援B型、生活介護事業所など)での就 労も含みます。(〇は1つ)

1 働いている ⇒ 問35へ 2 働いていない ⇒ 問40へ

とい 問35から問39までは、問34で「1 働いている」と答えた方にお 伺いします。

【間**35**】 週 に何日 働 いていますか。

^{にち} 週に_____日(くらい)

【**問36】**1日何時間くらい 働 いていますか。(〇は1つ)

 1 4時間未満
 3 6時間以上8時間未満 5 その他

 2 4時間以上6時間未満 4 8時間以上
 ()

【問37】1か月の平均給与・賃金・工賃はどのくらいですか。(Oは1つ)

せんえんみ まん まんえんみ まん まんえん 3万円から5万円未満 5 千円未満 せんえん まんえんみ まん まんえんみ まん 5千円から1万円未満 7 5万円から10万円未満 2 まんえん 1万円から1万5千円未満 10万円から15万円未満 3 8 せんえん 1万5千円から2万円未満 15万円から20万円未満 4 まんえんいじょう まんえんみ まん 5 2万円から3万円未満 20万円以上

【問38】どんなところで 働いていますか。 (〇は1つ)

- みんかんきぎょう こうじょう みせ こうきょうしせっ 1 民間企業、工場、店や公共施設など
- 2 通所施設(就 労 移行支援・就 労 継続支援 A 型、就労継続支援 B 型事業所、生活 かいこじぎょうしょ こうちん しゅうろうけいぞくしえん がた しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ せいかっ かいこじぎょうしょ こうちん しはら 介護事業所 (工賃の支払いを受けているもの) など)
- 3 自営 (自 ら開 業 している)
- 4 親族・知人がしている仕事 (農業や店、工場など) の手伝い
- 5 その他 ()

▶ **付問①** どのような雇用形態で働いていますか。(○は1つ)

 1 正社員・正規職員
 4 臨時雇用(日雇いや1年以内の期間の雇用など)

 2 契約
 5 パートタイム・アルバイト

 3 派遣
 6 その他()

** もん **付問②** どのような業務内容ですか。(〇は1つ)

1	事務	ftutぎょう かこう くみた 6 軽作業(加工・組立てなど)	
2	えいぎょう 営 業	7 清掃	
3	_{せっきゃく} 接客	8 その他→※具体的にご記入ください	
4	_{ちょうり} 調 理	(
5	かいご 介 護)

1	こうきょうしょくぎょうあんていじょ 公共職業安定所(ハローワーク)	6	しょくぎょうくんれんこう しょうかい 職業訓練校の紹介	
2	しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし ぇん 障害者就業・生活支援センター	7	つうしょしせつ しょうかい 通所施設の紹介	
3	^{がっこう しょうかい} 学校の紹介	8	きゅうじん 求 人サイト・情報誌	
4	し あ しょうかい 知り合いの紹介	9	その他()

【**問39**】あなたは、今の職場・働き方が自分に合っていると思いますか。(〇は1つ)

1 はい 2 いいえ 3 わからない

[問40] 今後又は引き続き、働 きたいと思いますか。(〇は1つ)

2 いいえ 3 わからない

-▶ **付問①** 今後、どのような雇用形態で働きたいですか。(〇は1つ)

1 正社員・正規職員 4 臨時雇用(日雇いや1年以内の期間の雇用など)
2 契約 5 パートタイム・アルバイト

3 派遣 6 その他()

--▶ **付問②** 今後、どのようなところで 働 きたいですか。(〇は1つ)

 1 現在の職場
 6 通所(就労継続支援B型)

 2 公共団体
 7 通所(生活介護)

 3 民間企業
 8 自営

 4 通所(就労移行支援)
 9 その他(

 5 通所(就労継続支援A型)

【問41】あなたは、障がいのある人と障がいのない人が一緒に働くためには、主にどのような環境(配慮)が整っていることが大切だと思いますか。(〇は3つまで)

- はたら じかん にっすう ちょうせい 1 働く時間や日数を調整できること
- 2 勤務場所・通所施設までの交通手段が障がいに配慮されていること
- 3 通院日の確保について配慮があること
- 4 在宅ワークができる設備があること
- ^{5んぎん} こうちん だとう **5 賃金・工賃が妥当であること**
- う 貝並・工貝か女ヨ C めること しょう ていど ぁ しごと
- 6 障がいの程度に合った仕事であること
- 7 学校などで、就職前に、就労のための技術が身に着けられること
- 8 就職後に、必要な職業訓練・指導が受けられること
- 9 勤務場所に障がいに配慮した設備・機器が整っていること
- *と がわ どうりょう しょう りかい 10 **雇う側や同僚が障がいを理解してくれること**
- 11 ジョブコーチ※など職場に慣れるまで支援する制度が利用できること
- 12 職場によい指導者や支援者、相談できる先輩がいること
- 13 その他 (
- 14 わからない

※「ジョブコーチ」とは・・

障がいのある人の就分にあたり、障がいの特性に含った仕事の組み立てや職場生活に必要な支援を行ったり、職場の人に、質えやすい仕事の教え芳や接し芳などを伝え、 障がいのある人が円滑に就分できるように、職場内外の支援環境を整える人のことです。

【9. かかりつけ歯科医について】

- 【**問 4 2**】かかりつけ歯科医※を持ち歯と口を大切にすることは健康な生活を送るために 重要です。あなたは、かかりつけ歯科医を定期的に受診していますか。
 - ※「かかりつけ歯科医」とは・・

歯が痛くなった時に一時的に通院するのではなく、むし歯や歯間病などを予防することを目的に、 なに 1 回以上定期的に通院する歯科医院のことです。

- 1 はい
- 2 定期的ではないが何かあった時にかかる歯科医院はある
- 3 いいえ

- 【10 権利擁護について】
- しました へいせい ねん がつ にち せこう しょうがいしゃさべつかいしょうほう 【間43】あなたは、平成28年4月1日から施行された「障害者差別解消法(●ページ きんしょう もんしょう ち知っていますか。(○は1つ)
 - 1 法律の存在を知っており、令和3年に改正されたことを知っている
 - 2 法律の存在は知っているが、改正されたことは知らない

(●ページの説明文を読んではじめて知った)

- 【**間44**】あなたは、障がいを理由に差別を受けたり、いやな思いなどをしたことがありますか(〇は1つ)

1 ある

2 ない

** th **付問①** どのような差別を受けたり、いやな思いをしましたか。(○はいくつでも)

- しょう りゅう たいおう じゅんばん あとまわ 1 障がいを理由に対応の順番を後回しにされた
- 2 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い人のみに話しかけた
- 3 お店やサービスなどの利用を 断 られた
- 4 道路が狭かったり、段差があるのにスロープがなかったりした
- 6 その他(

【**問 4 5**】あなたは、「成年後見制度(●ページ参照)」を知っていますか

(0は1つ)

- 1 既に利用しており、制度を知っている
- 2 利用したことはないが、制度は知っている
- 3 言葉は知っているが、内容はよく知らない
- 4 知らない (●ページの説明文を読んではじめて知った)
- 【**問46**】あなたは、「日常生活自立支援事業(●ページ参照)」を知っていますか (○は1つ)
 - 1 既に利用しており、事業を知っている
 - 2 利用したことはないが、事業は知っている
 - 3 言葉は知っているが、内容はよく知らない
 - 4 知らない (●ページの説明文を読んではじめて知った)

【11. 障がい福祉に関する施策について】

【**問47**】あなたは、障がいのある人が安心して暮らしていくために、どのようなことが 必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 障がいの早期発見・早期治療(支援)の推進
- 2 障がい児保育・障がい児教育の充実
- 3 ホームヘルプ・ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実
- 4 通所施設を増やす
- 5 入所施設を増やす
- 6 障がいのある人自身が社会を理解し学ぶ機会
- 7 医療機関やリハビリテーション施設の整備の充実
- 8 福祉に関する情報提供の充実
- 9 趣味・娯楽などの情報提供の充実
- 10 就労支援
- 11 生涯学習や文化活動の推進
- 12 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 13 グループホームなどの障がいのある人が地域で生活できる場の整備
- 14 建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進
- 15 障がいのある人のための防災対策の充実
- 16 ボランティア活動の推進
- 17 **障 がいのある人への**理解啓発や交流促進
- 18 手当・年金などの経済的な支援の充実
- 19 差別解消の推進
- 20 成年後見制度の活用
- 22 地域に住む人が力を合わせて、障がいのある人を支えていく体制づくり

)

- 23 困った時に、いつでも何でも相談できる身近な相談場所の整備
- 24 その他 (具体的に:
- 25 特にない

【12. 静岡市立図書館の福祉サービスについて】

しずおかしりつとしょかん ふくし さんしょう りょう しずおかしりつとしょかん ふくし さんしょう りょう 【間48】あなたは今までに静岡市立図書館の福祉サービス●ページ参照)を利用したこ

とがあ	りまる	ナか。	(0は1	7)
	ソカコ	7 /3 0	(016-1	7

⇒間49へ 2 ない ある

⇒問50へ → 付問① 利用したサービスをお答えください。(Oはいくつでも)

だいかつじぼん かしだ 大活字本の貸出し 1

点字資料の貸出し

ェルェル LLブックの貸出し

かくだいどくしょき
拡大読書機 4

^{まんせいおうとう} 音声応答サービス

図書・CDの郵送

るくなんとしょ ディジー かしだ 録音図書(DAISY)の貸出し 7

)

たくはい 8 宅配サービス

たいめんろうどく
対面朗読

10 その他(

【**問49**】 問48で「ない」と答えた理由を教えてください。(〇はいくつでも)

- **福祉サービスを**知らなかった 1
- 利用する必要がない
- としょかん きょうみ 図書館に興味がない
- 利用したいサービスがない
- てつづき めんどう **手続が面倒**
- その他(

【問50】今後、どのサービスの充実を求めますか。(Oは1つ)

- しょう しゃ ようきき かくだいどくしょき どくしょき じゅうじっ 障 がい者サービス用機器(拡大読書機や読書器)の充 実
- 点字資料の充実 2
- るくまんとしょ ディッ -録音図書(DAISYなど)の充実
- さわる絵本・布絵本の充実
- ェルエル LLブックの充実 5
- 電子書籍の導入
- たいめんろうどく 対面朗読サービスの充実
- ピアサポート※の導入 8
- しょう しゃょうせつび 〈るま せんようせき 障がい者用設備(車いす専用席やトイレなど)の充実
- その他(11
- ※ ここで言うピアサポートとは、視覚障がいのある方が図書館側の職員やボランティアとな り、来館する視覚障がいのある方への支援を行うものを指します。

【13. スポーツの実施・観戦について】

【問51】スポーツに対して興味があることは何ですか。(〇はいくつでも)

- 1 スポーツを「する」こと
- 2 スポーツを「観る」こと
- 3 スポーツを「支える」(指導や大会ボランティアなど)こと
- 4 スポーツには興味がない

[問**52]** あなたはスポーツをどのくらい 行っていますか。(Oは 1 つ)

- 1 週に3回以上
- 2 週に1回以上
- 3 月に1回以上
- 4 年に1回以上
- 5 ほとんどしない

じゅうきさい しょう ふくし かん いけん じゅう か **〔自由記載〕** 障 がい福祉に関してご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

なお、集計結果については、令和5年4月頃に市ホームページに公表いた しますので、ぜひご覧ください。

していなんびょういちらん ◆指定難病一覧

			••
番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	60	再生不良性貧血
2	筋萎縮性側索硬化症	61	自己免疫性溶血性貧血
3	脊髄性筋萎縮症	62	発作性夜間へモグロビン尿症
4	原発性側索硬化症	63	特発性血小板減少性紫斑病
5	進行性核上性麻痺	64	血栓性血小板減少性紫斑病
6	パーキンソン病	65	原発性免疫不全症候群
7	大脳皮質基底核変性症	66	IgA 腎症
8	ハンチントン病	67	多発性嚢胞腎
9	神経有棘赤血球症	68	黄色靱帯骨化症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	69	後縦靱帯骨化症
11	重症筋無力症	70	広範脊柱管狭窄症
12	先天性筋無力症候群	71	特発性大腿骨頭壞死症
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	72	下垂体性ADH分泌異常症
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	73	下垂体性TSH分泌亢進症
15	封入体筋炎	74	下垂体性PRL分泌亢進症
16	クロウ・深瀬症候群	75	クッシング病
17	多系統萎縮症	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
19	ライソゾーム病	78	下垂体前葉機能低下症
20	副腎白質ジストロフィー	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
21	ミトコンドリア病	80	甲状腺ホルモン不応症
22	もやもや病	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
23	プリオン病	82	先天性副腎低形成症
24	亜急性硬化性全脳炎	83	アジソン病
25	進行性多巣性白質脳症	84	サルコイドーシス
26	HTLV-1関連脊髄症	85	特発性間質性肺炎
27	特発性基底核石灰化症	86	肺動脈性肺高血圧症
28	全身性アミロイドーシス	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
29	ウルリッヒ病	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
30	遠位型ミオパチー	89	リンパ脈管筋腫症
31	ベスレムミオパチー	90	網膜色素変性症
32	自己貪食空胞性ミオパチー	91	バッド・キアリ症候群
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	92	特発性門脈圧亢進症
34	神経線維腫症	93	原発性胆汁性胆管炎
35	天疱瘡	94	原発性硬化性胆管炎
36	表皮水疱症	95	自己免疫性肝炎
37	膿疱性乾癬(汎発型)	96	
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	97	潰瘍性大腸炎
39	中毒性表皮壊死症	98	好酸球性消化管疾患
40	高安動脈炎	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
41	巨細胞性動脈炎	100	
42	結節性多発動脈炎	101	
43	顕微鏡的多発血管炎		ルビンシュタイン・テイビ症候群
44	多発血管炎性肉芽腫症	103	
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	104	
46	悪性関節リウマチ		チャージ症候群
47	バージャー病	106	クリオピリン関連周期熱症候群
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	107	
49	全身性エリテマトーデス		TNF受容体関連周期性症候群
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	109	
51	全身性強皮症		ブラウ症候群
52	混合性結合組織病	111	
53	シェーグレン症候群		マリネスコ・シェーグレン症候群
54	成人スチル病		筋ジストロフィー
55	再発性多発軟骨炎		非ジストロフィー性ミオトニー症候群
56	ベーチェット病		遺伝性周期性四肢麻痺
57	特発性拡張型心筋症		アトピー性脊髄炎
58	肥大型心筋症		脊髄空洞症
59	拘束型心筋症	118	脊髄髄膜瘤

番号	病名	番号	病名
	アイザックス症候群		クルーゾン症候群
	遺伝性ジストニア	182	
121	神経フェリチン症	183	
122	脳表へモジデリン沈着症	184	
123		185	
124		186	
125		187	歌舞伎症候群
126		188	多脾症候群
127		189	
-	ビッカースタッフ脳幹脳炎	190	
	痙攣重積型(二相性)急性脳症	191	ウェルナー症候群
-	先天性無痛無汗症	192	
-	アレキサンダー病	193	プラダー・ウィリ症候群
132	先天性核上性球麻痺		ソトス症候群
-	メビウス症候群	195	ヌーナン症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	196	
135	アイカルディ症候群	197	1p36欠失症候群
136	片側巨脳症	198	4p欠失症候群
137	限局性皮質異形成	199	5p欠失症候群
138	神経細胞移動異常症	200	
139	先天性大脳白質形成不全症	201	アンジェルマン症候群
140	ドラベ症候群	202	スミス・マギニス症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	203	22q11.2欠失症候群
142	ミオクロニー欠神てんかん	204	エマヌエル症候群
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	205	脆弱X症候群関連疾患
144	レノックス・ガスト一症候群	206	脆弱X症候群
145	ウエスト症候群	207	総動脈幹遺残症
146	大田原症候群	208	修正大血管転位症
147	早期ミオクロニー脳症	209	完全大血管転位症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	210	単心室症
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		左心低形成症候群
150	環状20番染色体症候群	212	三尖弁閉鎖症
151	ラスムッセン脳炎		心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
-	PCDH19関連症候群	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	_	ファロー四徴症
154			両大血管右室起始症
	ランドウ・クレフナー症候群		エプスタイン病
	レット症候群		アルポート症候群
-	スタージ・ウェーバー症候群		ギャロウェイ・モワト症候群
158			急速進行性糸球体腎炎
159			抗糸球体基底膜腎炎
	先天性魚鱗癬		一次性ネフローゼ症候群
161			一次性膜性増殖性糸球体腎炎
-	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	_	紫斑病性腎炎
\vdash	特発性後天性全身性無汗症		先天性腎性尿崩症
164	眼皮膚白皮症	226	
165	肥厚性皮膚骨膜症	227	
166	弾性線維性仮性黄色腫	228	閉塞性細気管支炎
167		229	
168		230	肺胞低換気症候群
-	メンケス病	231	
—	オクシピタル・ホーン症候群		カーニー複合
	ウィルソン病		ウォルフラム症候群
172		234	
_	VATER症候群		副甲状腺機能低下症
-	那須・ハコラ病	236	
	ウィーバー症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
_	コフィン・ローリー症候群	238	
	ジュベール症候群関連疾患	239	
_	モワット・ウィルソン症候群	240	
\vdash	ウィリアムズ症候群		高チロシン血症1型
180	ATR-X症候群	242	高チロシン血症2型

番号	病名	番号	病名
	高チロシン血症3型	291	
-	メープルシロップ尿症	292	
245	プロピオン酸血症	293	
-	メチルマロン酸血症	294	
			乳幼児肝巨大血管腫
	グルコーストランスポーター1欠損症		胆道閉鎖症
249	グルタル酸血症1型	297	
-	グルタル酸血症2型		遺伝性膵炎
251	尿素サイクル異常症		囊胞性線維症
-	リジン尿性蛋白不耐症		IgG4関連疾患
-	先天性葉酸吸収不全	_	黄斑ジストロフィー
-	ポルフィリン症		レーベル遺伝性視神経症
	複合カルボキシラーゼ欠損症		アッシャー症候群
	筋型糖原病		若年発症型両側性感音難聴
			遅発性内リンパ水腫
-	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症		好酸球性副鼻腔炎
	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症		カナバン病
-	シトステロール血症		進行性白質脳症
-			進行性ミオクローヌスてんかん
262		310	
263		_	先天性三尖弁狭窄症
264			先天性僧帽弁狭窄症
265	脂肪萎縮症		先天性肺静脈狭窄症
266			左肺動脈右肺動脈起始症
267	高IgD症候群		ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
268			カルニチン回路異常症
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群		三頭酵素欠損症
270	慢性再発性多発性骨髄炎	318	シトリン欠損症
271	強直性脊椎炎	319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
272	進行性骨化性線維異形成症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
274	骨形成不全症	322	βケトチオラーゼ欠損症
275	タナトフォリック骨異形成症	323	芳香族Lーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症
276	軟骨無形成症	324	メチルグルタコン酸尿症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	325	遺伝性自己炎症疾患
278	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)	326	大理石骨病
279	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
280	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)	328	前眼部形成異常
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	329	無虹彩症
282	先天性赤血球形成異常性貧血	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
283	後天性赤芽球癆	331	特発性多中心性キャッスルマン病
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
285	ファンコニ貧血	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
286	遺伝性鉄芽球性貧血	334	脳クレアチン欠乏症候群
287	エプスタイン症候群	335	ネフロン癆
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
289	クロンカイト・カナダ症候群	337	ホモシスチン尿症
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	338	進行性家族性肝内胆汁うつ滞症

(1~110は平成27年1月から、111~306は同年7月から、307~330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332~333は令和元年7月から、334~338は令和3年11月から医療費助成を開始。また、同時期より288自己免疫性後天性凝固因子欠乏症に「自己免疫性後天性凝固因第X因子欠乏症」が統合されました。)

◆ 障 害福祉サービス等(五十音順)

- 1 移動支援事業:屋外での移動が困難な 障 がいのある人に、外 出のための支援を 行
- 3 **居宅介護(ホームヘルプ)**: 自宅で入浴、食事、洗濯などの援助を行う
- 4 **居宅訪問型児童発達支援**: 重度の 障 がいなどで通所での支援の利用が困難な 障 がい のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を 行う
- 5 **計画相談支援**: 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がいのある りょう はたいしょう りょうじ 大いしょう しょう かいのある 人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用 はょうきょう けんしょう けいかく みなお 大 況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行う
- 6 **行動援護**: 行動が困難で常に介護が必要な知的障がい、又は精神障がいのある人に がいしゅっじ いどう 外 出時の移動の支援などを 行う
- 7 施設入所支援: 施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、 によくじ かいごとうおよ にちじょうせいかつじょう しえん おこな 食事の介護等及び日常生活上の支援を行う
- 8 児童発達支援: 就学前の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の しどう ちしきぎのう ふょ しゅうだんせいかっ てきおうくんれん おこな 指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う
- 10 **就 労移行支援**: 65歳未満で雇用が見込まれる 障 がいのある人に、就 労 に向け訓練 を 行 う
- しゅうろうけいぞくし えん がた しゅうろう こんなん しょう ひと こょうけいやく もと 11 **就 労継続支援A型**: 就 労 することが困難な 障 がいのある人に、雇用契約などに基づしゅうろうきかい ていきょうおよ くんれん おこな き就労機会の提 供及び訓練を 行 う
- 12 **就 労継続支援B型**:雇用されることが困難な 障 がいのある人に、生産活動の機会の ていきょう しゅうろうくんれん おこな 提供 や就 労訓練を 行 う
- 13 **就 労 定 着 支援**: 就 労 移行支援等の利用を経て、一般就 労 した 障 がいのある人に、 きぎょう かんけいきかんとう の間 で 就 労 定 着 に向けた支援を 行 う
- 14 手話通訳者・要約筆記者派遣事業:手話通訳者や要約筆記者などを派遣し、コミュニケーション支援を行う
- 15 **障害児相談支援**: 障がいのある児童の通所給付等における計画相談や情報提供を 行う
- 16 **障害児入所支援**: 障害児入所施設(指定医療機関)に入所(入院)する 障 がいの ある児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を 行う

- じりつくんれん きのうくんれん しんたいしょう ひとまた なんびょうとうたいしょうしゃ りがくりょうほう
 17 **自立訓練(機能訓練)**:身体障がいのある人又は難病等対象者に、理学療法などの必要な訓練を行う
- 19 **自立生活援助**: 入所施設・グループホームから出て居宅で生活をする 障 がいのある しょう かい はいかつ じょうきょう かい しょう じょげん ちょうせい おこな 人に、居宅訪問などにより生活 状 況 の確認と必要な助言・調整を 行う
- 20 **身体障害者訪問入浴サービス**: 重度の障がいのある人に、在宅で入浴支援を行う
- そうだんしぇんじぎょう そうだんしぇん じょうほうていきょう ぉこな **22 相談支援事業**:相談支援や情報提供を行う
- 23 **短期入所 (ショートステイ)**:家族が病気などで介護できない時に施設に短期間入所する
- 24 **地域活動支援センター**: 創作活動や生産活動の機会を提供する
- 25 地域相談支援 (地域移行支援): 障害者支援施設等に入所している 障 がいのある人 ***

 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | **
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | **
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | **

 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 | ***
 |
- 26 **地域相談支援(地域定着支援)**: 居宅において単身等で生活する 障 がいのある人に でき、常時の連絡体制を確保し、 障 がいの特性に起因して 生 じた 緊 急 の事態等 に相談、緊 急 訪問その他必要な支援を 行 う
- 27 同行援護:移動が困難な重度の視覚障がいのある人に外出時の移動の支援を行う
- 28 日中一時支援事業:日中における活動の場の確保と、家族の一時的な休息を目的 まうさくてきかつどうとう きかい ていきょう いちじてき あず おこな に創作的活動等の機会の提供や一時的な預かりを行う
- **29 発達障害者支援センター**:発達障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、 しどうまた じょげん おこな 指導又は助言を行う
- 30 **保育所等訪問支援:** 保育所等に通う 障 がいのある児童に、集団生活に適応するための専門的な支援を 行う
- 31 **放課後等デイサービス**: 就 学している児童に、授 業 終 了 後 や休校日に生活能力 の向 上のための訓練などを 行 う
- 32 補装具・日常生活用具購入費の助成: 重度の身体障がいのある人に対し、各種日常 生活に必要な用具の購入費用を助成する
- 34 療養介護:医療を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、病院や たまったいでは、 たまな たまないで 行われる機能訓練、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う

●ページ~●ページは、ページを切り取り、

じたくほぞんよう 自宅保存用としてご利用ください。

ょうごせっめい ≪用語説明≫

しょうがいしゃそうだんいん

◆障害者相談員について

しており、身体障害者相談員と知的障害者相談員がいます。

かたけいしゃそうだんいん しょう かた かんけいしゃ かた みぢか そうだんあいて しずおかし いたく で書 者相談員は、 障がいのある方やその関係者の方の身近な相談相手として静岡市が委託しており、身体障害者相談員と知的障害者相談員がいます。

たようがいしゃそうだんいん そうだん か ま だんたい れんらくさま といあわ 障害者相談員に相談したいときは、下記の団体に連絡先をお問合せください。

しんたいしょうがいしゃそうだんいん ほうじん しずおかししんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい 身体障害者相談員:NPO法人 静岡市身体障害者団体連合会

でんか 電話 054-254-5223/FAX 054-254-2845

ちてきしょうがいしゃそうだんいん しずおかししずおかて 知的障害者相談員:静岡市静岡手をつなぐ育成会

電話 054-254-5218/FAX 054-269-5034

静岡市清水手をつなぐ育成会

でんわ 電話 090-4239-3193

◆ヘルプマーク・ヘルプカードについて



ヘルプマークは、義定や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外覚からはわからない方符が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのマークです。ヘルプカードは、自分の名前、障がいや病名、連絡先などを必要に応じて書き込むことができ、災害が起きたときや、外出先で困ってしまったときなど、いざというときに必要な支援を受けるのに役に立ちます。

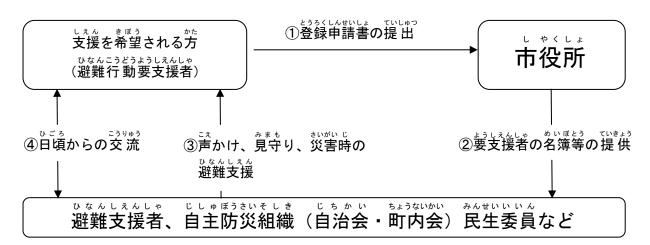
〇 静岡市では、次の窓口でヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。

まどぐち 窓口	場所	でんわ 電話
葵福祉事務所 障害者支援課	しずおかちょうしゃしんかん かい 静岡庁舎新館2階	054-221-1099
まるがふくしじむしょ しょうがいしゃ 駿河福祉事務所 障害者	するがく やくしょ かい 駿河区役所1階	054-287-8690
支援課		
はなずらくしじむしょ しょうがいしゃ 清水福祉事務所 障害者	^{しみずちょうしゃ かい} 清水庁舎1階	054-354-2106
支援課		
しみずふくしじむしょ かんばらしゅっちょうじょ 清水福祉事務所 蒲原出張所	蒲原支所1階	054-385-7790
しょうがいふくしき かくか 障害福祉企画課	たしずまかちょうしゃしんかん かい 静岡庁舎新館15階	054-221-1197
保健予防課	城東保健福祉エリア 保健所棟2階	054-249-3177
まいしんほけんふくしか 精神保健福祉課	城東保健福祉エリア保健所棟2階	054-249-3179

ひ な んこうどうよう しえんしゃ ひ な ん し え ん せ い ど

◆避難行動要支援者避難支援制度

している でしゅぼうさいそしき じちかい ちょうないかい ちいきじゅうみん こうれいしゃ しょう ひと さいがいじ 自主防災組織(自治会・町内会)などの地域住民が高齢者や障がいのある人など、災害時のひなん てだす ひつよう かた ひなんこうどうょうしえんしゃ しゅたいてき しえん せいど 避難に手助けを必要とする方(避難行動要支援者)を主体的に支援していく制度です。



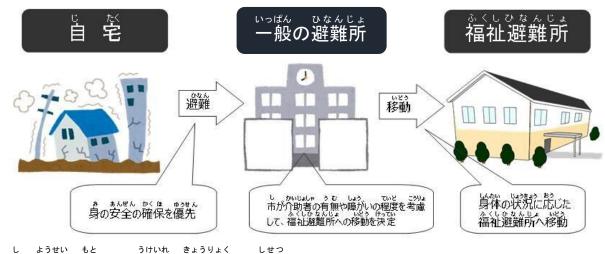
ではいがいじ すみ ひなんしえん ひっょう じょうほう あつ 災害時に速やかに避難支援するために、どこにどのような人が支援を必要としているか、情報を集びっよう しえん きぼう かた とうろくしんせいしょ ひっようじこう きにゅう ふくしそうむか める必要があります。支援を希望される方は、登録申請書に必要事項を記入して、福祉総務課まででいしゅっ 提出してください。

【問合せ先】福祉総務課 054-221-1366

ふくしひなんじょ

◆福祉避難所

こうれいしゃ しょう ひと いっぱんてき がっこう たいいくかん ひなんじょ せいかつ ししょう き ひと 高齢者や障がいのある人など、一般的な学校の体育館などの避難所では生活に支障を来たす人たち とくべつ はいりょ ひなんじょ いっぱん ひなんじょ ちが さいがいはっせいご ひつょうせい みと のために、特別な配慮がされた避難所です。一般の避難所とは違い、<u>災害発生後に必要性が認められばあい かいせつ にじてき ひなんじょ</u> た場合に開設される、二次的な避難所です。



〇市の要請に基づいて受入に協力する施設>

しょうがいしゃふく ししせっ
・ 障害者福祉施設
かいごりょうようがたいりょうしせつ

こうれいしゃふくししせつ
・ 高齢者福祉施設とくべつしえんがっこう

·介護療養型医療施設 ·特別支援学校

かいごろうじんほけんしせつ

• 介護老 人保健施設

など

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがいしゃさべつかいしょうほう へいせい ねん がっ にちしこう れいわ ねん がっ にちかいせい ねんいないしこう ◆**障害者差別解消法**(平成28年4月1日施行/令和3年6月4日改正・3年以内施行)

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政 まかん ちほうこうきょうだんたいとうおよ みんかんじぎょうしゃ しょう めっち さべつ かいしょう 機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための たたった。 措置などについてデめることによって、すべての国民が「障」がいの有無によって分け。にてられ ることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを 首的としています。

れいわ ねん かいせい みんかんじぎょうしゃ しょうがいしゃ ごうりてきはいりょ 令和3年には改正され、民間事業者の「障害者への合理的配慮」についても、法的義務 とすることなどが定められ、改正から3年以内に施行されることとなりました。

○障がいを理由とする差別とは

しょう 障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件 を付けたりするような、「不当な差別的取扱い」をする行為をいいます。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担にな りすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮」を行うことが求めら れます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。





●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。





社会的障壁とは?

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③ 慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④観念(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。









3センチ程度の段差で車 難しい漢字ばかりでは、理 すべて画像だと読み上げ 椅子は進めなくなります。 解しづらい人もいます。

ソフトが機能しません。

○各機関における差別を解消するための措置

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	法的 遠を行わなければなりません。
民間事業者(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。	禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	努力 障害者に対し、合理的配 慮を行うよう努めなけれ ばなりません。

みんかんじぎょうしゃ しょう しゃ ごうりてきはいりょ ほうかいせい れいわ ねん がつ にち ※民間事業者の「障がい者への合理的配慮」についても、法改正により、令和3年6月4日 から起算して3年以内に、法的義務になります。

せいねんこうけんせ い ど

◆成年後見制度について (平成12年4月1日施行)

世いねんこうけんせいど しょう はんだんのうりょく かた たいしょう ほうりつめん せいかつめん 成年後見制度は、障がいなどで十分な判断能力がない方を対象に、法律面や生活面で、 はんにん きぼう しぇん 本人の希望にそった支援をし、保護することを目的としています。

福祉・医療・介護サービスなどの各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の たいよう、本人の意思をできるだけ尊重し、生活を送るうえで一方的に不利益が生じないよう、権利や財産を守るための制度です。

かていきいばんしょ せいねんこうけんにんとう せんにん ほうていこうけん ほんいこうけんにん えら 家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ にんいこうけん 「任意後見」があります。

「法定後見」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」があり、また、「任意 はんだんのうりょく じゅうぶん 後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が まな でいっぷん じょうきょう でんしょうきょう でなか スピッラぶん しょうきょう でな 大坂 にゅうぶん しょうきょう でな 大坂 になったときに備えるものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支えるうことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの人を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めることを目的とし、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものです。

	にんいこうけんせいを 任意後見制度	#うていこうけんせいど 法定後見制度			
		補助	操佐	こうけん 後見	
		判断能力 が ボージな方	判断能力が著しく不十分な方	はんだんのうりょく まったく 判断能力 が 全く	
たいしょうしゃ 対象者	判断能力があり、 自分の特報に備え ようとする方	柳:日常的な買物	柳:日常的な買物	ない芳	
为《石		は問題なくできる	は問題なくできる	例:日常的な買物	
		が、高額な買物は	が、高額な買物に	も難しい	
		*************************************	はサポートが必要		
こうけんにんとう 後見人等	契約により自分で決	っていまいばんしょ 家庭裁判所が選任する			
仮元八寺	められる	2	外庭数刊別が選出する	ע	
監督人	がならず、家庭裁判所	ひつよう おう シ 西 ・ こ	かていさいばんしょ	せんにん ・コーナーフ	
(後見人等を監督)	が選任する	必要に応じて、家庭裁判所が選任する		进仕 9 る	
まませんにん とう 後見人等の	自分自身で範囲を決	もうした 申立てにより家庭表	戦判所が定める行為	原則として全ての	
代理権	めておく	(別途申立て・本	たの同意が必要)	ほうりっこう い 法律行為	

たちじょうせいかつじりっしぇんじぎょう ◆日常生活自立支援事業について

にんちしょう ちてき せいしんしょう など にちじょうせいかつ いとな うえ ひつよう ふくし じぶん 認知症や知的・精神障がい等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分 の判断で適切に利用することが難しい方を対象に、「福祉サービスの利用援助」を基本サ ービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類預かり」を行います。

ただし、この事業はご本人との「契約」により行うため、契約内容を理解できる一定の はんだんのうりょく ひつよう 判断能力が必要になります。

◆**障害者虐待防止法** (平成24年10月1日施行)

この法律は、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ 法律です。家庭や施設、勤務先で、障がいのある人への虐待を発見した人は、速やかに市役所 や障害者虐待防止センターに通報することが義務付けられました。

しょう ○ 障 がい者 虐 待 とは

○養護者による虐待

ずりの世話などを行って いる家族や親族、同居人などか らの虐待

しょう しゃふくししせっじゅうじしゃとう ◎ 障 がい者福祉施設従事者等 ***くたい による虐 待

によう 障がい者福祉施設などで働 いている職員からの虐待

<u>◎使用者による虐待</u>

できょう がいのある人を雇用してい できょうぬし る、事業主などからの虐待

○虐待の種類

1身体的虐待

暴行を加えること。また、勇動きが取れない状態にすること。

②性的虐待

± 無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。

③放棄・放任(ネグレクト)

takに にゅうよく せんたく はい 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどしないこと。

4心理的虐待

ぶらく 侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

⑤経済的虐待

ほんにんの同意なしに財産を使うこと。また、本人に理由なく金銭を与えないこと。

しずおかししょうがいしゃぎゃくたいぼうし ○静岡市障害者虐待防止センター(市内11箇所の相談窓口)

そうだんまどぐち 相談窓口	でんわばんごう 電話番号
しょうがいしゃそうだんしぇんすいしん 障害者相談支援推進センター(24時間365日受付)	054-266-7719
○ 葵区の相談窓口	
しょうがいしゃせいかつしぇん 障害者生活支援センター城 東	054-249-3222
しょうがいしゃさいき 障害者地域サポートセンターコンパス北斗	054-278-7828
静岡市支援センターなごやか	054-249-3189
アグネス静岡	054-249-2833
の駿河区の相談窓口	
ひまわり事業団ピアサポート	054-287-5588
またいまいずいかいりょういく 静岡済生会療育センター令和 地域支援・相談室「やさしい街に」	054-285-0789
静岡市支援センターみらい	054-285-8871
○清水区の相談窓口	
清水障害者サポートセンターそら	054-366-7781
障害者相談支援センターわだつみ	054-335-1031
は一とぱる	054-337-1746

◆静岡市立図書館で実施している福祉サービス

サービス	ないよう 内容
だいかつじぼん 大活字本	も じ
てんじしりょう 点字資料	しゅっぱんしゃ しゅっぱん えほん てんじ しる はん 出版 社から出版されている絵本など点字が記されている本
	も じ ょ ほん ないょう りかい にがて ひと 文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人がやさしく
L L ブック	ょ しゃしん ぇ ぶんしょう もち ないよう 読めるよう、写真や絵、わかりやすい文 章などを用いて内容がわかり
	ゃっと やすく書かれている本
かくだいどくしょき 拡大読書器	きつえい えいぞう も じ おお ひょうじ どくしょき カメラで撮影した映像(文字)をモニターに大きく表示する読書器
おんせいおうとう 音声応答サービス	せんようでんわばんごう おんせい かいかんじかん りょうじょうきょう かくにん 専用電話番号にて、音声による開館時間や利用状況の確認などがで
自戸心合り一に入	きるサービス
図書・CDの郵送	本やCDを自宅まで郵送するサービス
ろくおんとしょ 録音図書 ディック (DAISY)	^{みみ き どくしょ ほん ろうどく おんせい しゅうろく とう 耳で聴いて読書できるよう本を朗読し、その音声を収録したCD等}
たくはい	としょかんしょくいん じたく うかが しりょう とど しずおかしないざいじゅう 図書館職員が自宅に同って資料を届けるサービス。静岡市内在住
宅配サービス	したいふじゅうしゃ かつ肢体不自由者のみのサービス
たいめんろうどく 対面朗読	あうどくしゃ してい しりょう りょうしゃ まえ ょ 朗読者が、指定された資料を利用者の前で読むサービス
^た その他	かんないょうくるま 館内用車いすやカートなど

〇サービスを利用する方法

〈サービス利用の対象となる障がい等〉 しかくしょう ちてきしょう ・視覚 障 がい ・知的 障 がい ・いわゆる「寝たきり」の状態 いっかせい しょう ないぶしょう ちょうかくしょう ・聴 覚 障 がい ・内部 障 がい 一過性の 障 がい したいしょう はったつしょう にゅういんかんじゃ ・ 肢体 障 がい ・発達 障 がい 入院患者 せいしんしょう がくしゅうしょう ・ 学 習 障 がい - 精神 障 がい ・その他図書館が認めた 障がい

「sくし かん といあわ かき sくし たんとう れんらく ※福祉サービスに関するお問合せは、下記福祉サービス担当までご連絡ください。

ぁぉぃヾ するがく ざいじゅう かた ちゅうおうとしょかん 葵区・駿河区在 住の方:中 央図書館(TEL:054-247-6711)

たみずくざいじゅう かた しみずちゅうおうとしょかん 清水区在住の方:清水中央図書館 (TEL:054-354-1331)

◆広報しずおか・市議会だよりの点字版・音声版について

いずれも希望する人に無料で配布しています。詳論は、予記までお問替せください。 声の広報しずおか・広報しずおか点学版:広報課(TEL: 054-221-1021・FAX: 054-252-2675)まで 声の市議会だより・市議会だより点学版: 調査法制課(TEL: 054-221-1481・FAX: 054-251-9213)まで